



事件現場となった秋葉原の交差点

体感治安

弁護士 石井 小夜子

「体感治安」なる言葉が流行っている。「体感治安が悪化した」という意味で、である。「体感治安」とは「人々が身体で感じる治安の状況」という意味なのだろうか。

「体感治安」なる言葉はいつごろから使われたのだろうか、と考える。3年ほど前だったか、少年犯罪を考える会に出席したとき、パネリストの一人が「体感治安の悪化を感じる」なる新聞記事を持参し、「体感治安」という言葉の奇異さを指摘されていたことを思い出す。後述するように、冷静にみれば、実際の「治安状況」はそうではない。だが、「体感治安の悪化」や「国民の治安に対する不安感」という理由が挙げられながら、つぎつぎと国民を管理する政策が取られている。

過日の「秋葉原事件」で被疑者が買い物をしているビデオが放映された。わたしたちは、毎日の買い物までビデオで撮られているのである。警察から提供を求められるとそれがそのまま警察に届く仕組みになっているのだ。街中でも監視ビデオがあふれている。わたしたちの日常的な行動もプライバシーも誰かに撮られているのだ。「個人情報」の管理が厳格に言われる今日のパラドックスである。

そんな声を背景にしてか、最近判決が厳罰化しており、今刑務所は満杯。しかも、この満杯をささえているのは実は高齢者だ。このところの刑務所に入所する高齢者の

激増ぶりはおどろくほどである（2006 年末で全受刑者の12.3%が60歳以上）。

最高裁判所司法研修所では、市民と裁判官を対象に、「量刑意識に関するアンケート」調査をした（2006年3月発表）。ここでは「殺人事件の被告が少年である場合は成人である場合より重くする」と回答した市民が4分の1いた（そのように回答した裁判官はゼロで、「軽くする」が90%）。新聞では、「裁判官の常識が通じないことが明らかになった」と書かれ、あたかも裁判官の「常識」が誤りであるかのように書かれている。だが18歳未満の事件に死刑は科せないと少年法は規定しており、少年法の趣旨、法の公正や法的正義からみれば、裁判官の回答が「法の常識」である。ここには前述した「体感治安悪化」からくる漫然とした市民の処罰感情が底辺にあり、それが少年犯罪に集中されている結果と考えられる。「*光市事件」はこの象徴であったように思う。

さて、本当に治安は悪化しているのか。

犯罪白書を見ると、たしかに、刑法犯全体の「認知件数」は2002年において極めて高い（その後減少傾向）。しかし、「認知件数」という数値の取り方に問題がある（これらについては、浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会誰もか「不審者」?』（光文社新書 2006年）河合幹雄『安

全神話崩壊のパラドックス』(岩波書店 2004年) 久保大『治安は本当に悪化しているのか』(公人社 2006年)等を参照)。

問題は凶悪化しているか、である。凶悪犯罪の代表である殺人(未遂等も含む)の検挙人員は、1955年前後が3000人を超えピーク。1991年ころから1500人を下回り、それが横ばいないし微増減で今日に至っている。殺人に関しては検挙率は90%を超え、それが維持されている。「凶悪化」はない。もっと明らかなのが殺人(未遂含む)で検挙された少年の人員数である。ピークは1951年と1961年の448人であり、1970年を過ぎると一挙に激減。2006年は73人である。人口が減っているからでは?という疑問があるので、人口比をみてみよう。

ピークの1951年は少年人口10万人当たり2.56人、1961年は2.19人である。そして2006年は0.59人。人員でいうとピーク時の6分の1、人口比でも4分の1である。

数字的には少なくなっても、異様な事件やよくわからない事件が増えたのではないかという質問が必ずくる。「心の闇」ってこともあるではないか等々。

すべてを知っているわけではないので断定はできないが、少なくともわたし自身が担当した少年たちの事件は、それなりに理解できる。少年たちの、社会や親、そして自分のとらえ方も実にオーソドックスである(孤立感や被害感、苛立ち感等)。社会の変化でそれに沿った事件(例えば、出会い系サイトのからむ事件)がでてくるのは当然であるが、「人間として変わった」と感じることはない。生い立ちと社会環境が重なって、そして、そこに本人でもよく説明できない気持ち引き金を引く。これが殺人事件であるとわたしは思っている。その限りでいえば、殺人事件にはほぼすべてに「心の闇」が潜んでいると言える。

ちなみに、戦前の少年犯罪については管賀江留郎『戦前の少年犯罪』(築地書館 2007年)を参照されたい(この本は解説部分が感情的であるが、引用されている事件については読み応えがある)。

それではなぜ「治安悪化」と感じるのだろうか?

おそらくそれは、犯罪情報の大量流出であり、「体感治安悪化」と簡単に報じ、結果不安をあおる役割をしてしまうマスメディアの問題がある。メディアはある一つの凶悪事件をあたかも時代の「象徴」のように扱う。こ

れでわたしたちは否が応でも不安をあおりたてられてしまう。

また、最近になってようやく犯罪被害者の権利がクローズアップされ、これまで見えてこなかった犯罪被害の存在が人々に見えはじめた。人々の多くは自分もその立場になると考えるだろう。犯罪被害者の権利保障は当然すべきことであり、これまで見えてこなかった犯罪被害の存在をきちんとみることが大切なことである。だが、前記犯罪情報量の大量流出と合体すると「治安が悪化」しているという感覚を膨らませる作用をする。

実にふしぎな感覚をもったことがある。確か2000年少年法「改正」が通る少し前のことである。ある週刊誌の対談で、有名な小説家が「日本の少年犯罪は凶悪化していないという指摘があるが、私の実感とは異なる」と発言していたのである。「私の実感」とはまさしく「体感治安の悪化」である。その人の周辺で少年による殺人が増えたというわけではないであろう。おそらく「私の実感」とは報道から得た「実感」だと思う。人間を描くのが小説家だとわたしは思うのだが、こういう人でも報道から人間をみてしまうのかな、という驚きである。

今の限りなく監視社会にちかい状況、それをもたらしたものをみると、おそらく「体感治安」という言葉は意図的に作られ、使われている。

わたしがここで言いたいことはひとつである。

目の前の人間ではなく、「近頃の若者は」とか「心の闇でわからない」などと実態とかけ離れたパターン化した「像」で子どもたちをみていないか、ということである。目の前で、必死に生きている子どもがいる、若者がいる。苦しんでいる子どもがいる、若者がいる。なぜそこに向きあわないのか、ということである。

[石井 小夜子]
弁護士。国民教育文化総合研究所副所長 少年事件や中国帰国者訴訟などを中心に活動
著者に『少年犯罪と向き合う』(岩波新書)など

※「光市事件」: 1999年4月14日、(当時)18歳1ヶ月の少年が、排水管検査を装って室内に入り、夫が留守中の主婦と幼女を殺害し、主婦を屍姦したとされる事件。最高裁判所から差戻しを受けた広島高等裁判所は、2008年4月22日、死刑の判決を言渡した。弁護側は殺意はなかった等として上告中。「放送倫理・番組向上機構」(BPO)の放送倫理検証委員会は2008年4月15日、この差戻し控訴審をめぐる一連のテレビ報道・番組について「感情的に制作され、公正性・正確性・公平性の原則を逸脱している」などとする意見を発表した。